

組合員証番号	被扶養者氏名	個人番号（マイナンバー）										
※要記入												

※ 個人番号（マイナンバー）は、被扶養者を認定する場合のみ、組合員が番号確認を行い必ず記入してください。
ただし、出生が認定理由で個人番号（マイナンバー）が未付番の場合は、後日、調査を行いますので空欄で結構です。

60歳未満の配偶者を認定する場合は、必ず国民年金第3号被保険者の届も一緒に提出してください。

被扶養者認定取消申告書

記入しない → 資格喪失証明書
交付希望有無

組合員証番号	0123456	組合員氏名	青森太郎		
所属コード	5100111	生年月日	昭和・平成	60年10月1日	
フリガナ	アオモリ ナツコ	フリガナ	アオモリ ハナコ	アオモリ フユコ	
認定・取消を受けようとする者の氏名	青森夏子	氏名	青森花子	青森冬子	
性別・続柄	女・子	性別・続柄	女・妻	女・母	
生年月日	S・H・R 2年4月5日	生年月日	S・H・R 63年7月7日	S・H・R 40年10月10日	
職業	なし	職業	なし	なし	
年間所得推計額	0円	年間所得推計額	0円	900,000円	
現住所	組合員と同じ	現住所	組合員と同じ	弘前市弘前町100番地	
扶養手当受給の有無	有〔年月分から受給〕 無〔31年4月分から受給見込み〕	扶養手当受給の有無	有〔年月分から受給〕 無〔31年4月分から受給見込み〕	有〔年月分から受給〕 無〔年月分から受給見込み〕	
給与事務担当者確認印（職氏名・印）	※総務事務センター、教育事務所、大学の担当者 のみ記入する。所属所では記入しないこと				
基礎年金番号		基礎年金番号	0123-654321		
被扶養者の要件を備え又は欠けに至った年月日及びその理由	令和2年4月5日 出生のため	被扶養者の要件を備え又は欠けに至った年月日及びその理由	退職日の翌日令和2年4月1日 〇〇会社退職のため	被扶養者の要件を備え又は欠けに至った年月日及びその理由	令和2年4月20日 生計維持者であった父が4月19日に死亡したため
※判定及び理由		※判定及び理由		※判定及び理由	

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合青森支部長 殿

令和2年4月27日

60歳未満の配偶者の認定の場合は、年金手帳等を見て必ず記入すること

(〒030-1234) (☎017-777-XXXX)

住所 青森市青森二丁目2-2
氏名 青森太郎 (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和2年4月27日

(〒030-0123) (☎017-722-XXXX)

所属所所在地 青森市青森一丁目1-1

所属所名 青森市立青森小学校

所属所職名 校長

所属所氏名 青森一郎 (職印)

(所属所受理年月日 令和2年4月27日)

- 年間所得推計額欄は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労所得、資産所得、事業所得、その他の所得の推計額を記入してください。
- 扶養手当の支給を受けている者について認定を受けようとするときは、給与事務担当者の確認印が必要です。ただし、県費負担教職員にあっては、共済組合において関係機関に照会を行いますので、扶養手当の受給の有無のみ記入してください。
- 20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は、基礎年金番号を必ず記入するとともに「国民年金第3号被保険者資格取得届」を必ず添付してください。
- 扶養事実の発生・消滅の理由は、具体的に記入してください。
- 20歳以上60歳未満の配偶者を離婚又は収入超過を理由に取消する場合は、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を必ず添付してください。
- この申告書に記載された個人情報は、業務を遂行するために利用するものであり、他の目的に使用することはありません。
特に個人番号（マイナンバー）は、「厚生年金保険法による年金の支給又は保険料等の徴収に関する事務」及び「地方公務員等共済組合法による短期給付、長期給付又は福祉事業に関する事務」に利用します。